

令和元年度 基本評価における二次政策評価の実施方針（案）新旧対照表

新 (R元)	旧 (H30)	備 考
<p>1 趣旨</p> <p>道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、<u>令和元</u>年度基本評価（施策評価及び事務事業評価）において二次政策評価を実施するため、北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定に基づき、二次政策評価の実施に関する事項を定める。</p>	<p>1 趣旨</p> <p>道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、<u>平成30</u>年度基本評価（施策評価及び事務事業評価）において二次政策評価を実施するため、北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定に基づき、二次政策評価の実施に関する事項を定める。</p>	<p>・元号及び年度の更新</p>
<p>2 基本的な考え方</p> <p><u>令和元</u>年度政策評価基本方針第2の1（4）及び（5）の規定により、基本評価（施策評価及び事務事業評価）における二次政策評価を実施する。</p> <p>なお、評価に当たっては、<u>令和元</u>年度基本評価における一次政策評価の実施方針2の「基本的な考え方」を踏まえるとともに、政策目標への貢献度や実効性の確保を重視した点検・検証を行うものとする。</p>	<p>2 基本的な考え方</p> <p><u>平成30</u>年度政策評価基本方針第2の1（4）及び（5）の規定により、基本評価（施策評価及び事務事業評価）における二次政策評価を実施する。</p> <p>なお、評価に当たっては、<u>平成30</u>年度基本評価における一次政策評価の実施方針2の「基本的な考え方」を踏まえるとともに、政策目標への貢献度や実効性の確保を重視した点検・検証を行うものとする。</p>	<p>・元号及び年度の更新</p>
<p>3 二次政策評価の対象</p> <p>(1) 施策評価</p> <p>条例第6条の規定により各実施機関が一次政策評価を行った施策とする。</p> <p>(2) 事務事業評価</p> <p>条例第6条の規定により各実施機関が一次政策評価を行った事務事業及び4（1）イに該当する事務事業とする。</p>	<p>3 二次政策評価の対象</p> <p>(1) 施策評価</p> <p>条例第6条の規定により各実施機関が一次政策評価を行った施策とする。</p> <p>(2) 事務事業評価</p> <p>条例第6条の規定により各実施機関が一次政策評価を行った事務事業及び4（1）イに該当する事務事業とする。</p>	
<p>4 二次政策評価の視点及び方法</p> <p>(1) 重点的な視点</p> <p>北海道総合計画（以下、「総合計画」という。）、重点戦略計画などの関連する計画及び<u>知事公約</u>並びに行財政運営方針等を踏まえ、これらの着実な推進に向けて次の視点により重点的な点検・検証を行う。</p>	<p>4 二次政策評価の視点及び方法</p> <p>(1) 重点的な視点</p> <p>北海道総合計画（以下、「総合計画」という。）、重点戦略計画などの関連する計画及び<u>新・北海道ビジョン推進方針</u>並びに行財政運営方針等を踏まえ、これらの着実な推進に向けて次の視点により重点的な点検・検証を行う。</p>	<p>・知事公約の名称変更に伴う修正</p>

新 (R元)	旧 (H30)	備 考
<p>ア 施策評価</p> <p>(7) 施策目標の達成状況</p> <p>a 目標の達成状況に遅れがみられるもの</p> <p>b 目標を達成する上で特に大きな課題があるもの</p> <p>(4) 施策間の連携状況等</p> <p>a 関連する施策間・部局間の相互連携が不十分なもの</p> <p>b 多様な主体による連携・協働の取組が不十分なもの</p> <p>(7) 施策の緊急性、優先性</p> <p>a 経済社会情勢の変化や道民の要請等を踏まえ、緊急性が高く、優先的に取り組む必要のあるもの</p> <p>b 前年度の評価結果や新たな課題等への対応が必要なもの</p> <p>イ 事務事業評価</p> <p>(7) 事務事業の有効性</p> <p>(1) アにより対応すべき課題等が認められた施策を構成する事務事業については、施策目標の達成に向けて、当該事務事業が効果的であるかなどを点検する。</p> <p>(4) 前年度に二次政策評価意見を付した事務事業</p> <p>前年度二次政策評価意見への対応状況や改善状況、意見内容に即した推進状況などを点検する。</p> <p>(7) 行財政運営方針の行政改革の取組の推進事項に係る事務事業「業務改革工程表」の年度計画に沿った取組が行われているか点検する。</p> <p>(エ) 上記以外で、特に必要と認めるもの</p> <p>(2) 二次政策評価の調整</p> <p>重点的な視点を踏まえた二次政策評価の実施方法など必要な事項については、別に定める。</p> <p>(3) 評価調書の作成</p> <p>知事は、別に定めるマニュアルにより各実施機関が作成した基本評価調書（以下「評価調書」という。）に必要な意見を付して実施機関へ通知する。</p>	<p>ア 施策評価</p> <p>(7) 施策目標の達成状況</p> <p>a 目標の達成状況に遅れがみられるもの</p> <p>b 目標を達成する上で特に大きな課題があるもの</p> <p>(4) 施策間の連携状況等</p> <p>a 関連する施策間・部局間の相互連携が不十分なもの</p> <p>b 多様な主体による連携・協働の取組が不十分なもの</p> <p>(7) 施策の緊急性、優先性</p> <p>a 経済社会情勢の変化や道民の要請等を踏まえ、緊急性が高く、優先的に取り組む必要のあるもの</p> <p>b 前年度の評価結果や新たな課題等への対応が必要なもの</p> <p>イ 事務事業評価</p> <p>(7) 事務事業の有効性</p> <p>(1) アにより対応すべき課題等が認められた施策を構成する事務事業については、施策目標の達成に向けて、当該事務事業が効果的であるかなどを点検する。</p> <p>(4) 前年度に二次政策評価意見を付した事務事業</p> <p>前年度二次政策評価意見への対応状況や改善状況、意見内容に即した推進状況などを点検する。</p> <p>(7) 行財政運営方針の行政改革の取組の推進事項に係る事務事業「業務改革工程表」の年度計画に沿った取組が行われているか点検する。</p> <p>(エ) 上記以外で、特に必要と認めるもの</p> <p>(2) 二次政策評価の調整</p> <p>重点的な視点を踏まえた二次政策評価の実施方法など必要な事項については、別に定める。</p> <p>(3) 評価調書の作成</p> <p>知事は、別に定めるマニュアルにより各実施機関が作成した基本評価調書（以下「評価調書」という。）に必要な意見を付して実施機関へ通知する。</p>	

新 (R元)	旧 (H30)	備 考
<p>5 外部意見の反映</p> <p>評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会基本評価等専門委員会（以下「専門委員会」という。）から意見を聴取するなど、外部意見の活用に努めるものとする。</p>	<p>5 外部意見の反映</p> <p>評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会基本評価等専門委員会（以下「専門委員会」という。）から意見を聴取するなど、外部意見の活用に努めるものとする。</p>	
<p>6 評価結果の反映</p> <p>二次政策評価の結果については、総合計画、重点戦略計画など関連する計画及び<u>知事公約</u>の推進管理等（行財政運営方針の「業務改革工程表」を含む）並びに重点政策の展開など、実施機関による政策の企画立案をはじめ、道政のあらゆる分野への適切な反映を図るとともに、予算の編成・執行及び組織・機構の整備に当たっては、評価結果を踏まえたものとする。</p>	<p>6 評価結果の反映</p> <p>二次政策評価の結果については、総合計画、重点戦略計画など関連する計画及び<u>新・北海道ビジョン推進方針</u>の推進管理等（行財政運営方針の「業務改革工程表」を含む）並びに重点政策の展開など、実施機関による政策の企画立案をはじめ、道政のあらゆる分野への適切な反映を図るとともに、予算の編成・執行及び組織・機構の整備に当たっては、評価結果を踏まえたものとする。</p>	<p>・知事公約の名称変更に伴う修正</p>
<p>7 評価に関する情報の公表</p> <p>評価に関する情報（評価調書、専門委員会議事録、評価の結果（意見の内容）等）については、道民にとって容易に入手できる方法により積極的な公表に努めるとともに、各政策の所管部局等においても縦覧及び配付用資料の配付などを行うものとする。</p>	<p>7 評価に関する情報の公表</p> <p>評価に関する情報（評価調書、専門委員会議事録、評価の結果（意見の内容）等）については、道民にとって容易に入手できる方法により積極的な公表に努めるとともに、各政策の所管部局等においても縦覧及び配付用資料の配付などを行うものとする。</p>	
<p>8 道民参加の推進</p> <p>(1) 評価の実施に当たっては、北海道のホームページのほか各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるように努めるとともに、道民の意見の政策評価への適切な反映に努めるものとする。</p> <p>(2) 道民の意見の政策評価への反映状況については、適時に公表する。</p>	<p>8 道民参加の推進</p> <p>(1) 評価の実施に当たっては、北海道のホームページのほか各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるように努めるとともに、道民の意見の政策評価への適切な反映に努めるものとする。</p> <p>(2) 道民の意見の政策評価への反映状況については、適時に公表する。</p>	